明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定（一三）
〔告示〕
○投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二六六）　四九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する独立行政法人日本スポーツ振興センター関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定（条約第一三号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第五条関係）

6　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制することはできない旨定める。（第六条関係）

7　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について定める。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表する旨定める。（第八条関係）

9　各締約国は、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等をする前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第九条関係）

10　各締約国は、自国の法令に従い、協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、自国の関係法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人等に対し、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを許可する旨定める。（第一一条関係）

12　いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことの条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。（第一二条関係）

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第一三条関係）

14　一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。（第一四条関係）

15　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。（第一五条関係）

16　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一六条関係）

17　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一七条関係）

18　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることができる旨定める。（第一八条関係）

19　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。（第一九条関係）

20　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。（第二〇条関係）

21　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせない旨定める。（第二一条関係）

22　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該条約とが抵触する場合には、当該条約が優先する旨定める。（第二二条関係）

23　合同委員会の設置等について定める。（第二三条関係）

24　締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和等を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等について定める。（第二四条関係）

25　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有等をされ、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二五条関係）

26　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第二七条関係）

27　第二条、第三条、第六条により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）